

| | | | |
|--|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成19年2月28日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第1部 |
| 事件番号 | 平成18年(行ケ)10375号 | | |
| <p>登録商標「イブpain」の通常使用権者による「EVEPAIN」との標章の使用について、周知著名な「イブ」、「EVE」との商標を付した商品を製造販売する他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとして、商標法53条1項に基づく商標登録の取消しの審判請求を否定した審決を取り消した事例。</p> | | | |

(関連条文) 商標法53条1項

本件は、指定商品に「薬剤」を含む登録商標「イブpain」(本件商標)の通常使用権者が鎮痛・解熱剤に「EVEPAIN」との標章(本件使用商標)を付して製造販売を行ったのに対し、原告が、原告の製造販売する鎮痛・解熱剤に付された「イブ」、「EVE」の商標(引用商標)が著名であり、本件使用商標の使用は、原告又は原告と何らかの緊密な営業上の関係にある者の業務に係る商品であるかのように、その出所につき混同を生ずるおそれがあるなどと主張して、商標法53条1項に基づく商標登録の取消しの審判請求を否定した審決の取消しを求めた事案である。

判決は、本件商標の商標登録出願前には、引用商標が、原告の製造、販売に係る鎮痛・解熱剤である原告商品を表示するものとして、取引者、需要者に広く認識され、周知著名な商標になり、その後も、周知著名性を維持しているものと認められるとした。そして、「『EVEPAIN』は、その下に付された片仮名文字からも、『イブpain』との称呼を生ずるものであるが、それ自体、直ちに一体として特定の観念を生ずるものではない。・・・『EVEPAIN』のうち、『pain』の称呼を生じる『PAIN』の部分は、これに接した取引者、需要者に、『痛み』の観念を生じさせるものと認められ・・・被告商品は、鎮痛・解熱剤であって、『痛み』に関連する商品であり、被告商品においては、『痛み』は、商標が付された商品自体の特性に係るものであるから、このことから、より一層、『EVEPAIN』のうち、『PAIN』の部分は、『痛み』との観念が生じ得るものといえることができる。このことに、『EVE』の欧文文字と『イブ』の片仮名文字からなる引用商標が、・・・鎮痛・解熱剤である原告商品を表示するものとして、周知著名な商標になっていたこと、被告商品も鎮痛・解熱剤であること、被告商品は、・・・製品パッケージにおいて、引用商標と同様、欧文文字を大きく表示するという使用態様であること、『EVEPAIN』は欧文文字の7文字で構成され、それを『EVE』と『PAIN』とに分離することが取引上不自然なほど、不可分に結合しているとまで断定することはできず、・・・被告商品に付せられた本件使用商標である『EVEPAIN』に接した取引者、需要者は、それらを『EVE』と『PAIN』とからなるものと理解し、『EVE』の部分においては、周知著名な引用商標を想起するとともに、『PAIN』の部分は、『痛み』との観念を生じ、その商品の特性に係る部分であり、周知著名な引用商標に係る原告商品の関連商品の特性を示す部分として認識され、それ自体としては自他識別力を欠くものと認めるのが相当である。」、「本件使用商標は、原告の製造、販売する鎮痛・解熱剤を表示するものとして周知著名である引用商標をその主要な構成部分に含む商標として、当該構成部分が他の部分から分離して認識され得るものであり、引用商標と観念において類似し、外観、称呼の一応の相違をしのぐものと認められる。」として、

「EVEPAIN」との本件使用商標を鎮痛・解熱剤に使用したときは、これに接した取引者、需要者に対し、その商品が原告又は原告と何らかの緊密な営業上の関係にある者の業務に係る商品であるかのように、その出所につき混同を生ずるおそれがあるというべきであるとして、混同のおそれを否定して商標登録の取消しの審判請求を否定した審決を取り消した。